旭川市告示第５６７号

旭川農業振興地域整備計画（昭和４９年旭川市告示第９３号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第４項において準用する同法第１２条第１項の規定により公告し、同条第２項の規定により変更後の旭川農業振興地域整備計画書及び関係図書を旭川市農政部農政課において縦覧に供する。

令和８年１１月２５日

旭川市長　今　津　寛　介

旭川農業振興地域整備計画の変更

１　農用地利用計画の変更

⑴　用途区分の変更　　農地から農業用施設用地への変更

ア　区域　旭川市東旭川町共栄２１２番１の内及び２１２番３の内

イ　面積　２６４㎡

⑵　用途区分の変更　　農業用施設用地から農地への変更

ア　区域　旭川市東鷹栖７線１７号１１７１番３の内

イ　面積　２０１．８㎡

（連絡先）
担当　農政部農政課農政係
電話　２５－７４１７